

## 平成22年度 第23回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成23年2月22日（火）午前10時01分～10時49分

### 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長 曾我紀厚  
委員 高橋敬一  
委員 中原都

#### 【事務局職員】

事務局長 西山秀雄 次長 加賀田 啓  
任用課長 西尾孝之 給与課長 稲田 将  
副主幹 懸樋順一 副主幹 川口 豊長

【傍聴者】 なし

### 4 議題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第2号 職員の採用選考について

議案第3号 職員の昇任選考について

### 5 議事の公開・非公開

議案第2号及び議案第3号を非公開とした。

### 6 議事

#### (1) 議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

職員の給与や勤務条件等に関する4条例について、今議会に改正案が提案され、地方公務員法第5条の規定に基づき、議会から人事委員会の意見を求められている。

各改正案について内容を確認し、いずれについても人事委員会として異議はないとして回答しようとするもの。

#### ①議案第39号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

ア 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ、子を養育する職員の継続的な勤務を促進することにより、職員の福祉の増進を図るとともに、公務の円滑な運営に資するため、一定の範囲の非常勤職員が育児休業をすることができることとする等所要の改正を行う。

#### イ 概要

- (1) 育児休業をすることができない非常勤職員の範囲を定める。

次のいずれも満たす非常勤職員以外の非常勤職員

- 一 職員（1週間の勤務日数が3日以上である職員又は1年間の勤務日数が121日以上である非常勤職員に限る。）として引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- 二 育児休業の請求に係る子が1歳6か月に達する日を超えて引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（子が2歳に達する日以降も在職することが見込まれる非常勤職員に限る。）

- (2) 非常勤職員がすることのできる育児休業の期間は、子の1歳6か月に達する日までとする。

- (3) 部分休業をすることができない非常勤職員の範囲を定める。

次のいずれも満たす非常勤職員以外の非常勤職員

- 一 職員（1週間の勤務日数が3日以上である職員又は1年間の勤務日数が121日以上である非常勤職員に限る。）として引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- 二 1日の勤務時間数を考慮して人事委員会が定める非常勤職員  
→ 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある 非常勤職員とする予定

- (4) 非常勤職員に対し1日の勤務時間のうち部分休業を承認することのできる時間の上限を定める。

→ 1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内

- (5) その他所要の規定の整備を行う。

#### ウ 施行期日

施行期日は、平成23年4月1日とする。

#### エ 条例案に対する人事委員会の判断（案）

少子化対策が求められる中、国の法改正を踏まえ、一定の範囲の非常勤職員にも育児休業をすることができるようにしようとするものであり、改正理由にあるとおり、これにより子を養育する職員の継続的な勤務を促進することにつながり、もって、職員の福祉の増進に資することとなることから、異議はない。

#### ②議案第40号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

##### ア 改正理由

県職員を派遣している公益的法人で業務の円滑な実施に必要な組織体制が確保された法人に当面県職員の派遣を行わないこととすることに伴い、県職員を派遣することができる公益的法人から当該法人を削除するものである。

#### イ 概要

県職員を派遣することができる公益的法人等から、当面派遣を行わない次の法人を削除する。

- (1) 財団法人とっとりコンベンションビューロー
- (2) 社会福祉法人鳥取県厚生事業団

#### ウ 施行期日

施行期日は、平成23年4月1日とする。

エ 条例案に対する人事委員会の判断（案）  
職務上必要な派遣先の整理を行うものであり、異議はない。

③議案第73号 職員の給与に関する条例の一部改正について

ア 改正理由

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告」を踏まえ、研究職給料表等の改定を行う。

イ 概要

- (1) 研究職における職位と職務の級の位置付けを明確にするため一職位一級を基本として整理するとともに、行政職との均衡等を考慮した給与水準とするため、研究職給料表及び研究職給料表級別標準職務表を改定する。
- (2) 義務教育等教員特別手当の上限額を月額8,000円（現行 月額1万1,700円）に引き下げる。

ウ 施行期日等

- (1) 施行期日は、平成23年4月1日とする。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

エ 条例案に対する人事委員会の判断（案）

研究職給料表等の改正については、平成23年2月に本委員会が行った勧告の内容に沿うものであり、また、義務教育等教員特別手当の改正については、人材確保法における教員給与の優遇措置の基本を維持したものであることから、いずれも妥当と考える。  
よって、本条例案については、異議はない。

④議案第74号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

ア 改正理由

職員の勤務の特殊性を考慮し、特殊勤務手当の支給対象となる業務について所要の改正を行う。

イ 概要

- (1) 困難折衝等業務手当の支給対象となる業務として、勤務公署以外の場所において、公用の携帯電話等を用いて正規の勤務時間以外の時間に行う心身に著しい負担を与える児童虐待、配偶者からの暴力等に係る相談、通報への対応等の業務を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

ウ 施行期日

施行期日は、公布日とする2の(2)を除き、平成23年4月1日とする。

エ 条例案に対する人事委員会の判断（案）

児童虐待、配偶者からの暴力など、極めて強い精神的緊張感のもとにおいて、一般県民からの相談、通報等に対し、職員が24時間体制で対応する必要がある当該相談業務の困難性を考慮して特殊勤務手当を支給しようとするものであり、異議はない。

【質 疑】

委 員

特殊勤務手当の支給対象業務が追加されることについては、新聞報道によると全国的にも珍しいとある。全国的にみて特殊なものであれば、改めて経緯を説明してほしい。

事務局

公用携帯電話を持ち帰って、自宅で職員が対応している業務があり、職員にとって負担となっている。

まずは、そのようなことをなくすことができないのかというのが職員団体の要求であり、1年前

の確定交渉において、当局側は組合員には原則持たせず、管理職で対応すると回答していた。

しかし、4月以降も状況に変化がなかったため、労使で改めて交渉した結果、特殊勤務手当を支給することとしたもの。

委員

電話を受けた結果、DVや虐待の現場に行き対応するようなことはあるのか。

事務局

一時保護など、電話を受けた職員が直接現場に行くこともあると聞いている。また、対応については、即断が必要で、その判断を誤れば生命にかかわることもありうる。

委員

手当を措置しないために職員が対応しないという結果を招くのはよろしくない。外部への委託を300万円のコストでできるかと考えたら、この手当支給は妥当と考えられる。

ただし、支給対象がなし崩し的に拡大されるようなことになれば問題があると考ええる。

事務局

当局もそれを考えて、今回①一般県民から直接、②直接人命にかかわる場合も想定、といった厳しい基準に照らして、支給対象を決めたもの。

委員

実際に夜中に対応するというのは大変だろうと理解できる。

委員

携帯電話を24時間所持しているからオンコール状態という点では、手当を支給することにしていない他の業務も同じ。道路等の維持管理も野犬通報も、見方によれば人命にかかわるという点では同じという議論が出てくるのではないか。

事務局

虐待やDVは人を相手にする業務で、これまでの相談の経緯などを踏まえた対応が必要だったりするのではないか。この点がインフル対応など他の危機管理業務と違うのではないかと認識している。

委員

手当を支給する業務とされた児童虐待やDVは、そもそもあってはならない事案。これら以外は担当業務における危機管理であり、どの職場でもある職務の一環、という切り分けの考え方だと思った。

委員

公用携帯電話を持つ職員は大変だろう。安心して休むこともできない。

事務局

担当職員にとっては、管内から離れづらいということもあるようだ。

委員

他県にはないかもしれないが、本県の事情では必要なものと理解する。ただし、他の業務との切り分けが大切。

(2) 議案第2号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

平成23年3月8日付けで発令しようとして、警察本部から選考請求があったもの。

(3) 議案第3号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

平成23年3月8日付け及び4月1日付けで発令しようとして、警察本部から選考請求があったもの。

7 次回の人事委員会の開催
---------------

平成23年3月4日（金）午前10時から開催することとした。